

低入札価格調査制度について

1 制度の概要

低入札価格調査制度は、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるかどうかを調査し、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

本市では、令和4年3月4日改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に設定しています。

2 制度の主な内容について

(1) 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定するものです。

[調査基準価格の算出方法]

予定価格算出の基礎となった以下の①～④の合計額（税抜き）

ただし、当該調査基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格の10分の7.5の額

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ③現場管理費の額の10分の9.0を乗じて得た額
- ④一般管理費の額の10分の6.8を乗じて得た額

(2) 失格基準価格

予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を下回った場合は、この入札は「契約の内容に適合した履行ができない」とみなし、失格とする基準として設定する価格のことです。

調査基準価格に満たない価格をもって入札した全ての入札者を対象に、入札時に提出した工事費内訳書を基に調査します。

[失格基準価格の算出方法]

予定価格算出の基礎となった以下の①～④の合計額（税抜き）

- ①直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③現場管理費の額の10分の8.5を乗じて得た額
- ④一般管理費の額の10分の6.3を乗じて得た額

3 調査対象者

調査基準価格を下回り、かつ数値的判断基準以上で、最も入札金額の低い者又は総合評価方式の入札における総合評価点が最も高い者を調査対象者とします。

4 調査の方法及び落札者の決定調査の方法及び落札者の決定

改札の結果、調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上の入札者に対して、入札後３日以内に資料の提出を求め、事情を聴取し、関係機関へ照会する等により調査を行います。

調査後、多賀城市工事請負業者選定委員会で審議し、調査対象者が、当該工事の仕様内容に適合した履行を行うことができると認めたときは、調査対象者を落札候補者と決定します。

なお、調査の結果、調査対象者が、当該工事の仕様内容に適合した履行を行うことができないと判断した場合は、落札候補者としません。

5 低入札価格調査制度の対象範囲

多賀城市企画経営部財政課及び上下水道部が発注する建設工事における制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価方式）において適用します。

【お問い合わせ先】

多賀城市企画経営部財政課管財契約係

電話 022－368－2352

調査基準価格の算定における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の分類について

本市設計書は、原則、工事価格（税抜き的设计金額）を算出する場合、

工事価格 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費
の式を用いています。

工事によっては（特に設備系の工事）、この4項目以外の記載がある場合があります。そのような例外項目が、どの費用として分類されるかの目安の一覧を示します。参考にしてください。

記

工種 分類	土木工事	建築工事	設備工事
直接工事費 に分類されるもの	直接工事費 直接製作費	直接工事費	直接工事費(据付) 直接製作費 機器費
共通仮設費 に分類されるもの	共通仮設費 間接労務費	共通仮設費	共通仮設費(据付) 間接(二次)労務費
現場管理費 に分類されるもの	現場管理費 工場管理費 据付間接費 設計技術費	現場管理費	現場管理費(据付) 工場管理費(製作) 据付間接費(据付) 機器間接費 設計技術費
一般管理費 に分類されるもの	一般管理費	一般管理費	一般管理費

注1： 「契約保証料」という費目が工事によっては別途計上されている場合がありますが、それは「一般管理費」に分類します。

注2： 産業廃棄物税、建築確認申請等手数料や水道加入金等については、上記の4分類以外に「その他」とし、定額分をそのまま加算し工事価格とします。